

鹿児島県警察組織犯罪対策要綱の改正について（概要）

（令和4年3月24日 鹿組対第471号）

本通達は、暴力団対策、薬物・銃器対策、外国人犯罪対策等について、本県警察が一体的かつ効果的な組織犯罪対策を推進するために制定したものである。

本通達の主な内容は、

- 要綱の目的
- 組織犯罪対策の基本姿勢
- 組織犯罪対策の推進体制
- 組織犯罪対策の重点

等である。